

令和3年度宮崎市地域コミュニティ活動交付金活用事業評価報告書 総合評価（概要）

1 全般的評価

（1）事業評価

- ① 事業数は、コロナ禍で蓄積された感染防止対策等の経験を活かし、工夫しながら事業が実施されたことから、増加に転じている。
(令和3年度：433事業、令和2年度：414事業、令和元年度：431事業、平成30年度：428事業)
- ② 地域まちづくり推進委員会では、事業の実施に伴う、事務局員や部会員の負担が大きくなっていることに加え、活動者の高齢化や人材不足が各地域共通の課題となっている。

（2）監査評価

適切に執行されているが、繰越額は、事業の中止や変更により、依然として高い水準で推移している。

(令和3年度：34,766千円、令和2年度：36,558千円、令和元年度：15,146千円、平成30年度：16,776千円)

2 地域まちづくりの現状と課題

（1）地域魅力発信プラン

地域協議会では、毎年度、プランを評価しているが、地域自治区事務所では、各種団体の取組を整理するなど、検証に活用しているところもあるため、各地域において、プランを意識した取組が、より一層推進されるよう、地域自治区事務所は地域協議会をサポートするとともに、連携を図っていただきたい。

（2）地域協議会

地域協議会は、地域自治区における行政の附属機関あるいは、協議機関として、団体間の意見調整やまちづくりの政策決定、行政の施策に関する答申や提言等、様々な役割を担っており、地域によっては、地域まちづくり推進委員会の活動を理解し、地域の実情に即した協議や活動への協力が行われている地域もあるが、活動交付金事業の承認に留まるところもあるなど、地域間で差がみられている。

（3）地域自治区事務所

地域自治区事務所は、行政の各部局が実施する地域施策に係る補助的な業務（行政サービス）に加え、行政の各部局が地域に協力を要請する際の調整（マネジメント）や地域協議会や地域まちづくり推進委員会をはじめとする地域内の様々な団体を支援（コーディネート）する機能を担っている。

（4）公立公民館等

令和3年度の専決権の見直しをきっかけに、地域自治区事務所と公立公民館等が互いの事業に関与しやすい環境へと変化してきており、地域まちづくり推進委員会をはじめ多様な地域の団体との連携が深まっている地域もある。

公立公民館等を段階的にコミュニティ施設に移行し、地域まちづくり推進委員会が公立公民館等の事業にかかわることになれば、地域活動の拠点としての機能が高まることが期待される。

（5）地域まちづくり推進委員会

地域まちづくり推進委員会が、地域の各種団体等の参画によるネットワーク組織となり、個々の団体では対応が難しい取組を補完するなど、多様な分野に対応していくことが求められるが、地域活動の担い手不足が大きな課題となっている。

高齢化の進行や雇用の高年齢化等は、地域のまちづくりに影響を及ぼし、これまでの取組を継続するだけでは、対応が難しくなることが予想されるため、行政では、地域のまちづくりのあり方を検討する時期にきていると考えられる。

3 地域コミュニティ活動交付金のあり方

(1) 活動交付金（基礎交付金）

地域コミュニティ活動交付金は、地域の多様性を踏まえ、地域のまちづくりにおける選択の幅を広げ、活用しやすいものとしていく必要があるが、その原資の性質を鑑み、適切に対応していくことが求められる。

① 旅費・費用弁償

地域まちづくり推進委員会の役員と部会員を対象とする、年間3千円以内の旅費の支給について、支給上限額の引き上げを求める意見もあるが、活動交付金が限られる中で、地域の活用状況や予算額の推移等を検証しながら、引き続き検討していく必要がある。

② 報償費・謝金

事業によっては、受益者負担金や協賛金等、自主財源確保の取組がみられ、こうした動きは、事業の自立性を高めるとともに、活動者の負担軽減や新たな担い手の確保にもつながることから、行政では、各地域の取組を把握しながら、他の地域への情報提供を行うなど、活動を支援していただきたい。

③ 収益金の取扱い

地域まちづくり推進委員会が、事業を通じて得た自主財源については、地域協議会の承認を経て実施された事業であること、また、実施主体である地域まちづくり推進委員会の組織の性質を鑑みると、事業収入として漏れなく計上されることが適当であると考えられる。

④ 委託料

法人格以外への委託を認めることについては、賠償責任の範囲や代表を担う個人への負担感等を考慮すると、慎重に対応せざるを得ない面もあるが、委託をきっかけに、地域活動の新たな担い手の確保につながることも期待されることから、地域の実情を踏まえ、緩和に向けた検討をしていく必要があると考えられる。

⑤ 事務手続きの簡素化

報償費、委託料、工事請負費、備品購入費の支出については、所定の要件に該当する場合に「地域コミュニティ活動交付金の使途に係る協議書」により、事前に行政と協議し、同意を得た後に地域協議会の承認を得ることとなっており、こうした事務手続きの簡素化を求める意見もあるが、過度な支出や際限のない適用が事業予算に与える影響を考慮すると、慎重に検討していく必要がある。

(2) 活動交付金（特例交付金）

① 地域版ふるさと納税制度

地域が寄附を得るのは、地域の情報を広く発信し、共感を得ることも重要となるため、地域自治体事務所が、地域協議会と連携しながら地域まちづくり推進委員会の取組を側面的に支援するなど、地域との協働を推進していく必要がある。

また、企業からの寄附をきっかけに、地域まちづくり推進委員会との新たな連携も期待されるため、行政や地域では、企業に向けた情報発信にも積極的に取り組んでいただきたい。

② 配分額の通知時期と事務手続きの関係

得られた寄附金は、行政の会計年度末（3月31日）をもって寄附総額が確定することから、特例交付金の配分額の通知時期が4月以降となるため、基礎交付金の配分額の通知時期（2月頃）と異なっている。そのため、行政では、地域が合理的に事務手続きを行えるよう、通知時期の見直しを検討していくことが求められる。

4 地域自治区制度の検証

地域と行政が協働で推進してきた、地域自治区制度に基づく住民主体のまちづくりが、17年以上経過した中で、各組織機能に一定の成熟がみられる一方で、種々の課題も顕在化していることから、行政では、地域自治区制度について俯瞰的に実態を捉え、多角的な視点で検証を行っていくことが求められる。

(1) 地域協議会及び地域まちづくり推進委員会の担い手

地域協議会の委員については、多様な人材が構成員となることが望ましいが、委員の所属団体や年齢層、性別には偏りがある。

また、地域まちづくり推進委員会の役員や部会員についても、シニア世代が中心かつ継続的に地域活動を担い、まちづくりを支えてきたが、人材の流動性や世代の連続性に乏しく、人材の固定化や負担の集中がみられる。

そのため、幅広い世代がやりがいや生きがいを持って地域活動にかかわれる仕組みや、地域貢献に取り組む企業等と連携しやすい環境の整備がより一層求められる。

(2) 地域まちづくり推進委員会の組織体制

① 組織体制の強化

地域まちづくり推進委員会事務局は、まちづくりの活動の基盤を支える役割を担っているが、事務局職員の処遇の改善や人材の確保等が課題となっている地域や、部会員と事務局の役割分担が不明瞭、あるいは、部会員の減少や高齢化に伴い、事務局の負担が増加している地域もある。

そこで、持続可能な組織体制や活動に必要な人材、資金、ノウハウを十分に確保するため、自主財源の確保や法人格を取得し、公立公民館等の指定管理者となることで、活動拠点の確保、組織基盤の強化を図ることも考えられる。

② 指定管理者制度の導入の検討

地域と公立公民館等との接点強化を図り、協働で事業等に取り組んでいけるよう指定管理者制度に関心を示す地域まちづくり推進委員会を対象に「地域まちづくり協働事業」による支援が行われている。

指定管理者となる団体には、事業運営や施設の維持管理に必要な専門知識等が求められるため、行政では、施設管理におけるリスクの整理や段階的な指定管理者制度の導入等、他市の事例も参考にしながら、検討していただきたい。

(3) 行政機能の整理

防災・防犯、環境、福祉、教育、健康、都市計画等の様々な分野で、行政の各部局が、直接、地域とかかわっているため、地域力を分散させたり、特定の人材に負担が集中するなどの課題が生じている。

そのため、各部局が個別に地域にかかわるのではなく、地域の特性や実情に合わせ、地域自治区事務所の機能を発揮できるよう、地域振興に係る事務の分掌や、権限の見直しなど、各部局横断的な事務の整理に加え、地域自治区事務所職員の体制や地域へのかかわりを含め、広範な検討が必要である。

5 地域まちづくりの進展に向けた取組の方向性

行政では、地域自治区制度におけるこれまでの取組を検証し、持続可能なまちづくりのあり方を検討していくため、「地域まちづくりのあり方検討会」の設置を予定しているが、前項目での検証の視点や、これまでの宮崎市地域コミュニティ活動交付金評価委員会での議論も踏まえ、幅広い視点から、地域まちづくりのあり方を検討いただきたい。